

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

平成18年7月7日
閣議決定

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

カネ：金融の革新

- ・ 平成18年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。
- ・ 国際的に最高水準の証券取引システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
- ・ 我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（JDR）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

(2) 市場活力や信頼の維持と向上

(企業のガバナンス)

- ・ 適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
- ・ 公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行う。
- ・ 「会社法」、「金融商品取引法」における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

- ・ 貸金業制度等のあり方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成19年末を目途に結論を得る。

4. 生活におけるリスクへの対処

(安全性・信頼の再構築)

- ・ 国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。

日本経済の進路と戦略
～新たな「創造と成長」への道筋～

〔平成 19 年 1 月 25 日
閣 議 決 定〕

第 2 章 目指す経済社会の姿 「新成長経済」による活力あふれる社会

(2) 再チャレンジ可能な社会

(新たなチャレンジへの支援)

多重債務の防止・救済、再起業や事業再生への取組を支援することで、一度失敗してもそこからの脱却を容易にする。

第 3 章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 新たな「創造と成長」への道筋

(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革

() 国際競争力の強化

(制度インフラの整備による投資等の促進)

金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを確かなものとする。また、企業のガバナンスを強化する。

() 地域・中小企業の活性化等

(中小企業の活性化)

中小企業者への資金供給の円滑化(中略)を推進し、中小企業の活性化を図る。

(2) 再チャレンジ可能な社会に向けて

(長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ)

多重債務の防止や相談充実等による救済に取り組むとともに、再チャレンジする起業家及び事業再生に取り組む中小企業者の資金調達への支援や不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

(3) 健全で安心できる社会に向けて

() 安全・安心な社会に向けた環境整備

(災害対策、消費者の安全確保等)

適切な情報開示や市場監視機能の強化等により、透明で規律の高い公正な市場を確立し、経済活動における安心感を高める。

経済成長戦略大綱（平成19年6月19日改定）

第3．地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

2．中小企業の活性化

（5）地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用

地域活性化のための事業を行う中小企業等への資金供給を多様な方策や担い手の拡充により一層充実させる。

このため、地域密着型金融のより一層の推進を図るとともに、官民協調出資によるファンド等の金融手法の活用を通じて、地域活性化を図る中小企業等の様々な主体に対して、住民を含む地域の資金を供給していく方策を検討する。

3．地域経済の活性化

（1）地域の特性を活かした地域産業の発展

地域の生み出す特色ある製品・サービスを売り込んでいくためには、地域経済全体を展望したビジョンが必要であり、地方公共団体を中心に、経済団体や地域金融機関等の地域関係者が連携したビジョン策定の取組みを推進する。

第5．生産性向上型の5つの制度インフラ

3．カネ：金融の革新

（1）金融イノベーションの実現

リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するため、政府系金融機関において、経営者の本人保証を不要とする融資制度を着実に実施するとともに、第三者保証人を不要とする融資や無担保・無保証融資の推進を行う。また、在庫や売掛債権を担保として活用する融資を促進するため、信用保証協会による保証制度（流動資産担保融資保証制度）を創設し、その活用を推進するとともに、ABL（Asset-Based Lending：動産・債権担保融資）協会を設立して資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促す。あわせて、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。さらに、今次通常国会に提出されている「電子記録債権法」が成立した暁には、電子記録債権制度の広報活動に努めるとともに、中小企業等の資金調達に資するため、電子記録債権の手形代替的活用（電子手形）にも適した電子記録債権制度が円滑に導入されるよう、例えば電子手形の実現に向けた標準化や統一の運用ルールの整備等、利便性の高い電子記録債権制度の導入に向けた環境整備等を検討する。あわせて、企業の高度なリスクマネジメントを支えるため、リスクファイナンス手法の活用に関し、国際的に遜色のない環境整備について検討する。また、中小企業者のニーズを踏まえ、資金需要が生じた際に、一定の金額内で迅速な信用供与・資金提供を受けられる仕組みについて検討を行う。

イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

多様な企業のリスクに対応した資金供給等を促進するため、民間投資家がベンチャー企業などへの投資を行いやすくする環境整備等、リスクマネーの拡大につながる投資・資産運用を促す制度整備を行うとともに、産業の発展に資するファンドのプラクティスを促進する環境整備を検討する。また、成長企業に対する適切な評価と資金供給が行われる新興市場の制度整備を促進する。また、リスクマネーの供給に資するよう、金融機関の審査能力・態勢の再構築を図る。さらに、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を行うとともに、中小企業の適切な財務諸表の整備を促進するほか、資本性の強い劣後ローンの活用等による中小企業の自己資本の増強について検討を行う。あわせて、資金調達当初の負担軽減を可能とする公的融資・保証制度については、成功払い型融資等のデット・エクイティ双方の性質を活用した、いわゆるハイブリッド金融について、政府系金融機関の取組を進めること等により、普及と推進を図る。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化(政府系金融機関におけるCDS契約を活用した証券化支援業務の推進)や、信用保証協会の信託会社に対する保証の円滑化を図る。

(2) 利用者の視点に立った金融の活性化等

安心して利用できる金融商品・サービス等の普及促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、ITの戦略的活用を促進するため、決済コストの低減も含め電子的な資金決済・支払の利便性の在り方について検討する。併せて、引き続き確定拠出年金の普及・魅力向上に取り組む。

公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化を行う。さらに、企業統治の見直し等を通じて市場監視機能を強化するとともに、2009年に向けた会計基準の国際的動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進を図る。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範(code of conduct) を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約1,500兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性

化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場をアジアの成長企業にとって活用しやすい魅力ある金融市場とするため、外国会社の株式の我が国市場への上場促進に加え、日本型預託証券(JDR)の具体的な案件組成を促進する。また、証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化に取り組む。

我が国金融サービスの国際展開

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際競争力強化と、国際展開を促進するため、日本貿易保険等とも協力し、日系企業のアジア現地における売掛債権の証券化支援の取組を推進する。また、日本の中小企業が現地で資金調達しやすくなるよう、信用補完のシステムを導入する。さらに、EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を各国に働きかけるほか、アジアにおける市場インフラの整備を促すことで、アジアにおける国際的な財務活動や金融サービスを円滑化していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

(4) 高度金融人材の育成強化

イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、関係府省の連携のもと、産学双方の対話の場としての「高度金融人材産学協議会」を設立し、先端的な金融工学を駆使する「金融工学人材」や事業と金融について幅広い能力を持つ「事業金融人材」の育成・活用及びそのための産学連携のあり方等について議論するとともに、高度金融人材市場の活性化に向けた人材ニーズのマッチングの在り方等を検討する。さらに、連携講座の設置・講師派遣など専門教育体制の充実を促進する。また、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民への金融経済教育の充実を図る。

5. チエ：経営力の革新

(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり

企業買収を取り巻く環境の変化に対応し、企業の適切な経営判断を確保するためのガバナンス体制のあり方も踏まえ、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の運用状況をレビューするなど、企業買収・企業防衛に関する公正なルールを整備し、その普及に努める。

第2章 成長力の強化

1. 成長力加速プログラム

成長力底上げ戦略

【具体的手段】

(3) 中小企業底上げ戦略

「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

(業態横断的な共通基盤対策)

・IT化・機械化・経営改善((中略)電子記録債権制度の推進(後略))

サービス革新戦略

【改革のポイント】

2. 地域経済の成長力向上：地域経済の一体的な再生・強化の支援を目的とする「地域力再生機構」(仮称。以下同じ。)の創設に向けて具体的な検討を進める。

【具体的手段】

(2) 地域経済の成長力向上

「地域力再生機構」の創設

地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。

地域金融機関の収益基盤強化

金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。

成長可能性拡大戦略 - イノベーション等

【改革のポイント】

3. 「貯蓄から投資へ」の加速：家計の金融資産が成長分野に活用されるための環境整備を行う。

【具体的手段】

(3) 「貯蓄から投資へ」の加速

確定拠出年金の改革

「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。

ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進

「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。

2. グローバル化改革

【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、取引所等の市場インフラ(フィールド)、金融機関や機関投資家(プレーヤー)、市場監視(審判)を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。

【具体的手段】

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

第3章 21世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

【実現すべき6つの柱】

(1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速

・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

5. 独立行政法人等の改革

【改革のポイント】

(中略) 郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

(5) 郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

(6) 政策金融改革の確実な実施

平成20年10月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。

第4章 持続的で安心できる社会の実現

3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

(2) 再チャレンジ支援

【改革のポイント】

1.(中略)多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。

5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

【改革のポイント】

3.(中略)多重債務者対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現する。

【具体的手段】

・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

平成 19 年度金融関係税制主要改正事項

【現行証券税制の継続】

- 上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10% の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して廃止
- 期限到来までの間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成 21 年（度）からの導入を目指す

【保険料控除制度】

- 生命保険料控除制度については、現状継続（国税：5 万円、地方税：3.5 万円）

【火災保険等に係る異常危険準備金制度の特例措置の延長】

- 火災保険等に係る異常危険準備金制度については、現行特例積立率（4/100）の適用期限を 3 年延長

【信託法改正に伴う税制上所要の措置】

- 信託法の改正等に伴い、新たな類型の信託（受益証券発行信託、受益者等の存在しない信託、受益者連続型信託等）への対応、租税回避への対応等、税制上の措置を講ずる

【協同組織金融機関に係る固定資産税の軽減措置の継続】

- 信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、預金量の規模に応じ所要の経過措置を講じたうえで、課税標準を価格の 3 / 5（現行 1 / 2）とする

改正項目一覧

(証券)

- 現行証券税制（上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率）の継続（1年）
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置の延長（2年）
- 上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合の配当課税の特例措置の延長（2年）
- オープン型証券投資信託の支払通知書の電子交付を認める
- 非居住者等の受け取る振替国債の利子の課税の特例措置の地方債への拡充
- 株式分割等による新株券に係る印紙税の非課税措置の延長（2年）
- 協同組織金融機関の優先出資の分割に係る優先出資証券の印紙税の非課税措置の延長（2年）
- 投資信託財産の併合を円滑に行うための税制上所要の措置
- 金融商品取引法制の円滑な施行のための税制上所要の措置

(保険)

- 火災保険等の異常危険準備金制度に係る特例積立率の適用期限の延長（3年）
- 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持

(金融)

- 協同組織金融機関に係る貸倒引当金の特例制度の適用期限の延長（2年）
- 協同組織金融機関に係る固定資産税の軽減措置の継続（課税標準を価格の3/5（現行1/2）とする）
- 投資法人・特定目的会社等が不動産を取得する場合の不動産取得税の軽減措置の延長（2年）
- 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長（2年）
- 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長（2年）
- 信託法改正に伴う税制上所要の措置
- 貸金業規制法改正に伴う税制上所要の措置

(以上)

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 19 年 6 月末日現在

年 月	内 容
12 年 6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年 11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ホームページに新設 (アクセス件数 ~19 年 6 月末 1,336,515 件) 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年 10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ホームページに掲載 (アクセス件数 ~16 年 11 月改訂 88,119 件)
16 年 1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催(5~6 月)
7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 暮らしと金融」の作成・ホームページ掲載 (アクセス件数 ~17 年 12 月改訂 25,687 件)
8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のホームページ掲載
11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ホームページ掲載 (アクセス件数 ~19 年 3 月改訂 164,792 件)
12 月	高校卒業生向けパンフレットの作成・ホームページ掲載 (アクセス件数 ~19 年 2 月改訂 109,940 件)
17 年 2 月 ~3 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置(6 月までに 7 回開催)
4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置、同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成
12 月	小学生向けパンフレット「暮らしと金融」の改訂 (アクセス件数 ~19 年 6 月末 33,660 件) 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪府にて開催 (参加者 359 名)

年 月	内 容
18年1月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を千葉県にて開催（参加者 255 名）
5月	<p>金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入（アクセス件数～19年6月末 35,144 件）</p> <p>金融経済教育懇談会（第8回）を開催し、取り組み状況を報告。</p> <p>全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19年3月末まで）</p>
9月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校にける金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることが文書で要請。
19年1月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知県にて開催（参加者 290 名）
2月	高校卒業生向けパンフレットを大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ホームページ掲載。19年5月増刷・配付（17 万部）。（アクセス件数～19年6月末 11,994 件）
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校性向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ホームページ掲載（アクセス件数～19年6月末 7,246 件）
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）

小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」

ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kurashi/index.html>

くらし と 金融

1 「金融機関」ってなんだろう？

2 「金融」について知っておこう！

3 「金融庁」ってな～に？



学校における金融教育の一層の推進に資するための中学生向けの金融に関する副教材
ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/chugaku/fukukyouzai.pdf>

わたしたちの 生活と金融の働き



CONTENTS

第 1 章	家計って何だろう	2
	自分のおこづかいをチェック	
第 2 章	企業は何をしたらいいだろう	4
	企業の役割について考えよう	
第 3 章	預けたお金はどのように使われるの？	10
	金融の働きについて調べよう	
第 4 章	暮らしを豊かにする金融	14
	生活設計と金融の役割	

 政府広報 | 金融庁 平成10年改訂の中学校学習指導要領に対応した内容となっています

一般社会人及び高校3年生向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」
ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



お金の使い方について考えるシンポジウム

金融庁と東海財務局では、地域の住民の方々を対象に、新しい金融商品取引法制の内容に触れながら、金融や経済に関する知識を習得することの重要性について理解を深めてもらうためのシンポジウムを共同で開催します。

日時	平成19年1月13日(土) 午後1時30分～3時30分 (午後1時より開場・受付)	開催会場	名古屋国際会議場 レセプションホール (1号館4階)
主催	金融庁、東海財務局	後援	内閣府、文部科学省、 金融広報中央委員会、 愛知県金融広報委員会、愛知県

プログラム

※プロフィールは裏面をご覧ください。

13:30
S
13:35

主催者挨拶

厚木 進 東海財務局長

13:35
S
14:05

基調講演

大村 秀章 内閣府副大臣 (経済財政政策・地方分権改革・金融・再チャレンジ・多重債務者対策担当)

14:05
S
15:30

パネルディスカッション・プレゼンテーション (敬称略)

コーディネーター

藤沢 久美 シンクタンク・ソフィアバンク副代表

パネリスト

伊藤 誠哉 (株)静岡銀行代表取締役副頭取

千田 純一 愛知県消費生活審議会会長、中京大学大学院経済学研究科教授

藤井 幹雄 トヨタファイナンシャルサービス(株) シニアバイスプレジデント

厚木 進 東海財務局長

■ テーマ① ■ 「新しい金融商品取引法制について」

プレゼンテーション

「金融商品取引法について」

三井 秀範 金融庁総務企画局市場課長

■ テーマ② ■ 「子供に対する金融経済教育の実践事例」

プレゼンテーション

「中学生向け経済・起業体験プログラム」

植松 康夫 富士宮市企画財政部フードバレー・政策推進課政策推進係長

■ 総括 ■

お金の使い方について考えるシンポジウム

プロフィール

大村 秀章

(内閣府大臣 経済財政政策・地方分権改革・金融・再チャレンジ・多重債務者対策担当)

60年愛知県碧南市に生まれる。東京大学法学部卒業後、農林水産省に入省。徳島市部長、農林水産省経済局協同組合課課長補佐、食糧庁企画課課長補佐等を経て95年退職。96年より衆議院議員。経済産業大臣政務官、内閣府大臣政務官を歴任するほか、衆議院厚生労働委員会理事、自由民主党厚生労働部会長、同社会保障制度調査会会長代理（年金委員長）等として活躍。06年12月より内閣府副大臣（経済財政政策・地方分権改革・金融・再チャレンジ・多重債務者対策担当）。著書に「それでも日本は蘇る～21世紀への10の指針」「大村秀章の21世紀人」「再生、異国への突破口～それでも日本は蘇る～」等。



藤沢 久美

(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

国内外の投資運用会社を経て、96年日本初の投資信託評価会社アイフィスを起業。99年同社を格付会社スタンダード&プアーズ社に売却。00年シンクタンク・ソフィアバンクの設立に参画、04年同社をMBO。現在、副代表。03年「社会起業家フォーラム」を設立。同副代表。法政大学ビジネススクールの客員教授を兼務。金融審議会委員・金融経済教育懇談会委員等公職を歴任。書籍の執筆、雑誌への寄稿、各地での講演、テレビ・ラジオへの出演も多数。現在、マスメディアとネットメディアを結びつけることによる新しい社会的事業の育成、「ソシオ・インキュベーション」の活動に取り組む。



伊藤 誠哉

(静岡銀行代表取締役副頭取)

76年一橋大学卒。同年静岡銀行に入社。静岡財務（香港）有限公司社長、香港支店長などの海外勤務を経た後、経営企画部門において総合企画部副部長、総合企画部長などを歴任。01年以降、執行役員東京支店長、常務執行役員首都圏カンパニー長等を経て、05年6月から現職である代表取締役・取締役副頭取経営統括本部長に就任。静岡県出身。



千田 純一

(愛知県消費生活審議会会長、中央大学大学院経済学研究科教授)

岡山市出身。59年神戸大学経済学部卒。83年3月名古屋大学経済学部教授、96年同大学国際経済動態研究センター長。2000年4月から現職。学外では、「大蔵省・証券取引審議会基本問題研究会委員」、「生活経済学会会長」、「日本金融学会会長」等を歴任。「やさしい日本の金融の話」「新しい時代の金融システム」等著書多数。名古屋大学名誉教授。愛知県消費生活審議会会長。



藤井 幹雄

(トヨタファイナンシャルサービス㈱シニアバイスプレジデント)

81年3月京都大学経済学部卒。同年、野村證券に入社。在籍中にカーネギー・メロン大学経営大学院でMBA（経営管理学修士号）取得。その後2000年にトヨタ自動車へ入社、同年設立のトヨタFS証券に移り取締役管理本部長、代表取締役専務を歴任。06年7月からトヨタファイナンシャルサービス㈱で現職に就く。



厚木 進

(東海財務局長)

77年大蔵省入省。97年から国際金融局にて開発金融課長、調査課長を歴任。2000年からは金融庁にて市場課長、証券取引等監視委員会事務局総務検査課長、検査局総務課長、総務企画局審議官（検査局担当）等主に検査部門を担当。その後、05年から1年間、米コロンビア大学客員研究員を経て、06年7月より現職。徳島県出身。



植松 康夫

(富士宮市企画財政局フードバレー・政策推進課政策推進係長)

85年富士宮市入庁。95年4月～01年3月企業誘致担当として静岡県東京事務所に出向。アサヒ飲料㈱、(株)松屋フーズを含む10社の企業誘致に成功、旧オウム真理教富士山本部跡に（財）日本盲導犬協会訓練センターを誘致した経験を持つ。富士宮市が取り組む「食」をキーワードとした「フードバレー構想」の一環として取り組んだ「中学生向け経済・起業体験プログラム事業」を自ら提案。地域の産業振興及び子供に対する経済・金融教育の充実に努めている。46歳。

三井 秀範

(金融庁総務企画局市場課長)

59年生まれ。大学在学中の82年に司法試験に合格後、翌年大蔵省に入省。90年に司法修習を修了後、大蔵省での課長補佐勤務を経て、01年米スタンフォード大学で法学修士号を取得。以後、金融庁で監督局金融危機対応室監督企画官、総務企画局管理室長、同調査室長兼法務室長、信用制度参事官兼信託法令準備室長を経て、05年8月より現職。

金融知識普及を目的として金融関係団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
18/8/30	金融広報中央委員会	18/12/1	「金融教育フェスティバル2006」
18/8/30	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	18/9 下旬～10 月上旬	証券投資の日
18/9/8	(社)投資信託協会	18/10/14	投信TVフォーラム
18/10/4	(社)投資信託協会	18/11/11	投信フォーラム 2006 金沢講演会
18/12/8	日本証券業協会	18/12/2 ~ 19/3/10	「金融経済教育フォーラム」
19/1/11	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	19/2 月上旬～3 月上旬	平成 19 年「春季投資セミナー」
19/2/28	京都大学経済研究所	19/3/10	京都大学経済教育シンポジウム
19/3/23	(株)東京証券取引所 (株)読売新聞東京本社	19/5/7～5/12	証券ルネサンス 2007
19/4/10	金融広報中央委員会	19/8/6	教員のための金融教育セミナー(平成 19 年度)
19/4/10	(財)生命保険文化センター	19/5/11～9/11	第 45 回中学生作文コンクール
19/4/24	(株)日本経済新聞社	19/10～20/3	第 8 回日経 STOCK リーグ
19/5/8	金融広報中央委員会	19 年 11 月下旬	第 40 回全国中学生「お金の作文コンクール」
19/5/8	金融広報中央委員会	19 年 11 月下旬	「金融と経済の明日」第 5 回高校生小論文コンクール

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
19/5/8	金融広報中央委員会	19年12月下旬	「金融教育を考える」第4回小論文コンクール
19/6/15	(株)産業経済新聞社	19年7月16日	マネーフェスタ 2007 in TOKYO
19/6/18	全国公民科・社会科教育研究会	19年7月31日～8月2日	「証券・経済セミナー」
19/6/25	日本ファイナンシャル・プランナー協会	19年11月	「FPの日(全国一斉FPフォーラム)」
19/6/25	日本ファイナンシャル・プランナー協会	19年8月～10月	「小学生『夢をかなえる』作文全国コンクール
19/6/25	(財)消費者教育支援センター	19年8月22日 19年9月29日	2007年消費者教育シンポジウム